

ID: 3057

担当部署: 町民生活課

<b>処分の概要</b>	墓地等の経営の許可及び変更許可		
<b>法令名 根拠条項</b>	墓地、埋葬等に関する法律 第10条		
<b>法令番号</b>	昭和23年法律第48号		
<b>【基準】</b>			
法第10条の規定による。			
第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。			
2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廢止しようとする者も、同様とする。			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月30日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日